

令和 7 年度国産農畜水産物に含まれる有機フッ素化合物（PFAS） の実態調査や試験研究の結果について

伊藤久雄（NPO 法人まちぽっとスタッフ）

農林水産省は令和 8 年 9 月 11 日、令和 7 年度国産農畜水産物に含まれる有機フッ素化合物（PFAS）の実態調査や試験研究の結果について公表した。その主な内容は以下のとおりであった。

○国産農畜水産物 37 品目からの PFOS 及び PFOA 摂取量は、耐容一日摂取量を大幅に下回る。

○農地土壌から野菜類への PFOS・PFOA の移行は限定的。

国産農畜水産物 37 品目からの PFOS、PFOA 摂取量は、耐容一日摂取量（人が一生にわたって毎日摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定される一日当たりの物質の摂取量）と比較して十分に少ない。PFOS 又は PFOA を比較的高濃度で含む農地土壌で野菜類を栽培しても、PFOS 及び PFOA の可食部への移行や蓄積の程度は限定的、としている。

しかし、特異的に高い値が見られた試料（アユ、鶏卵の 2 点）もあった。以下、少し詳しく報告したい。

1. 農水省が発表した、令和 7 年度国内産農産物の PFAS 汚染の概要

- 農林水産省は、令和 7 年度に国産の代表的な農畜水産物 29 品目を対象に 4 種類 PFAS の含有実態を調査した。
- 各品目の分析結果（濃度）と平均消費量を用いて、これらの品目と令和 6 年度に含有実態を調査した品目を合わせた計 37 品目からの PFOS 及び PFOA の総摂取量をそれぞれ試算すると、内閣府食品安全委員会が設定した耐容一日摂取量（TDI）と比較して、十分に少ない水準であることが確認された。
- 令和 6 年度の調査品目と同様に、PFAS 濃度は、品目や分子種により分布が異なり、一部品目では濃度の範囲に大きな幅がみられることが確認された。
- 令和 8 年度も、国内で生産量が多い未調査の品目にも対象を拡大した上で含有実態の把握を進めている。
- 特異的に高い値が見られた試料については、蓄積要因等の調査等を進めまる。

※ 特異的に高い値が見られた試料 アユ、鶏卵の 2 点

2. 耐容一日摂取量（TDI）とは

TDI：Tolerable Daily Intake／耐容週間摂取量【最終更新日 2016 年 4 月】とは、意図的に使用されていないにもかかわらず食品中に存在する物質（重金属、かび毒等）について、ヒトが一生にわたって毎日摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量のこと。体重 1 kg 当たりの物質の摂取量で示される（mg/kg 体重/日）。

なお、一週間当たりの摂取量は耐容週間摂取量（TWI）、一か月当たりの摂取量は耐容月間摂取量（TMI）という。（内閣府食品安全委員会 NP より）

3. 令和 7 年度の調査対象品目と鶏卵、アユの調査数値

調査品目は以下のとおり。

- 農産物 13 品目（小麦、大豆、ダイコン、ニンジン、サトイモ、ホウレンソウ、ハクサイ、ブロッコリー、タマネギ、キュウリ、ナス、リンゴ、ミカン）
- 畜産物 5 品目（牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳）
- 水産物 11 品目（マサバ、マダイ、ギンザケ、クロマグロ、ブリ、ニジマス、マゴイ、アユ、ホタテガイ、マガキ、ワカメ加工品）
（いずれの品目も国産品）

<調査方法>

国内生産量などを考慮し、特定の産地の産品に偏らないようにした上で、流通品 1 検体当たり 1 kg 以上を調査試料として購入しました。調査試料の分析は、適切な精度管理や品質保証体制がある民間分析機関に委託して実施した。

なお、現時点では、国際的に標準化された食品中の PFAS の分析法はなく、国内でも公定法は定められていないことから、米国食品医薬品局（FDA）が開発した分析法を参考にし、妥当性確認をした分析法を用いた。

<調査結果>

- ・ 令和 7 年度に調査した農産物 13 品目については、PFOS 及び PFHxS は、すべての試料が定量下限値未満。PFOA 及び PFNA も、すべての試料が、定量下限値未満か、検出されたとしても低い濃度であり、濃度範囲の幅も大きくなかった。
- ・ 畜産物 5 品目については、令和 6 年度の調査結果と合わせてデータを解析し、牛肉、豚肉、鶏肉及び牛乳では、PFOS、PFOA、PFHxS 及び PFNA は、すべての試料が、定量下限未満か、検出されたとしても低い濃度であり、濃度範囲の幅も大きくなかった。

鶏卵では、一部に PFOS 又は PFNA の濃度がやや高い試料があったが、約半数の試料が定量下限値未満であり、検出された濃度の範囲に大きな幅があった。

例 表 2：国産の農畜水産物中の PFOA 含有濃度 a の概要（濃度単位：ng/kg）抜粋

品目	点数	定量下限	定量下限未満の数	最小値	中央値	平均値 ^b	最大値
ニジマス	30	20	26	<10	<10	15	37
マゴイ	30	20	30	<10	<10	12	<20
アユ	75 ^c	20	32	<6	25	150	3400
特異的に高い値の試料を除く ^d	72 ^c	20	32	<6	23	49	800
ホタテガイ	30	20	19	<10	<20	22	67
マガキ	30	20	15	<10	<20	26	85
ワカメ加工品	30	20	1	<20	39	51	210

例 表 4：国産の農畜水産物中の PFNA 含有濃度 a の概要（濃度単位：ng/kg）抜粋

牛肉	90 ^c	15	88	<5.0	<5.0	8.3	19
豚肉	90 ^c	15	86	<5.0	<5.0	7.9	95
鶏肉	90 ^c	15	78	<5.0	<5.0	8.8	24
鶏卵	90 ^c	10	46	<5.0	<10	37	260
牛乳	90 ^c	15	90	<10	<10	10	<15
マサバ	30	20	0	26	97	89	130
マダイ	30	20	30	<10	<10	10	<10
ギンザケ	30	20	19	<10	<20	20	36
クロマグロ	30	20	18	<10	<20	19	32
ブリ	30	20	19	<10	<20	21	59
ニジマス	30	20	14	<10	21	25	41
マゴイ	30	20	3	<10	78	89	270
アユ	75 ^c	20～40	1	<40	230	1600	40000
特異的に高い値の試料を除く ^d	72 ^c	20～40	1	<40	230	250	880
ホタテガイ	30	20	22	<10	<20	21	63
マガキ	30	20	22	<10	<20	19	25
ワカメ加工品	30	20	8	<10	29	42	110

- ・ 令和 7 年度に調査した水産物 11 品目については、アユは令和 6 年度の調査結果と合

わせてデータを解析し、マダイ及びホタテガイでは、PFOS、PFOA、PFHxS 及び PFNA は、すべての試料が、定量下限値未満か、検出されたとしても低い濃度だった。

それ以外の品目で値が検出されたものについても、特異的に高い値を示したアユの試料 3 点を除けば、濃度範囲の幅は大きくなかった。

食品中の PFAS 分析法が国際的に標準化されていないため、諸外国が公表しているデータと単純に比較ができないものの、今回の含有実態調査で判明した濃度範囲や平均値、中央値は、諸外国で報告されている類似の品目を対象とした濃度範囲などと大きな差はなかった。

4. 今後の対応

まずは、PFNA である。

PFNA（ペルフルオロノナン酸）は、PFAS（有機フッ素化合物）の一種。化学的安定性の高さから様々な製品に使用されることもある化学物質だが、海外の研究では有害性が指摘されており、一部の国では飲料水に含まれる PFNA を規制する動きもある。

カナダ連邦政府が公開している資料「Drinking water screening value for perfluorononanoic acid (PFNA) - Technical summary」では、PFNA が人体に対して及ぼす影響として、以下の要素との関連性が認められたと記載されている。

- ・肝臓および腎臓機能の低下
- ・脂質血症
- ・免疫機能（以上、参考資料参照）

日本では、PFNA は水道等水質調査の対象になっていない（要検討項目にあげられている）。PFOS・PFOA 基準値（合算 50ng/L）が 2026 年 4 月から水質基準として施行された。PPFNA も早急に水質調査の対象とするとともに、PFHxS とともに規制の基準値を定めるべきである。

次に、有機フッ素化合物（PFAS）の実態調査公表のあり方である。鶏卵は、一部に PFOS 又は PFNA の濃度がやや高い試料があったが、約半数の試料が定量下限値未満であること、特異的に高い値を示したアユの試料があったことが公表されているものの、「蓄積要因等の調査等を進める」としているだけである。

しかし、鶏卵、アユとも詳しい試料分布（最小値から最大値）を公表すべきである、特に鶏卵は「特異的に高い試料を除いた」数値も非常に高い。鶏卵は多くの人が毎日に様に食べるものであり、関心も高いと思われる。さらに試料とされた鶏卵、アユの産地も公表すべきだ。特に鶏卵の産地は全国に及ぶ。

またマサバ、ニジマス、マゴイ、ワカメ加工品なども、アユほどではないは高い数値が

検出されている。これらも蓄積要因等も調査の具体化を図る必要があるのではないか。
いずれにしても、農林水産省の今後の実態調査や試験研究を注目したい。

<参考資料>

農水省が発表した、R7 年度国内産農産物の PFAS 汚染

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/PFAS/attach/pdf/index-19.pdf>

内閣府食品会IP

https://www.fsc.go.jp/yougoshu/kensaku_hyouka.html#item050

PFAS の一種である PFNA とは？ 特徴や各国の最新規制動向を調査

Eurofins 2024 年 9 月 6 日

<https://www.eurofins.com/ja-jp/environment-testing/pfas-testing/pfas-media/basics/pfna/>